

準はきめられませぬが、何れの方よりも一足ずゝお進みに  
なつて、其中お二人のお顔がどちらからも見える様にせら  
れたら如何でせう。」之は淺學な無經驗な私人の考ですか  
ら御參考におき、下さいよ」しかし又子に對して親ほど予  
解が出来親切なものはないのですから、まづ過はなからで  
と思ひます、何卒各自御信じなさる處をお進みになつてよ  
ろしいでせう。

客(弟)

明日は日曜ですから、瓦斯會社へ見學に連れゆかうと思ひ  
ます、兄さん御一緒に新ちやんをお連れになつては如何、  
客(兄)

ア、明日は八高(第八高等學校)の運動會があるから見に行  
きます彰さんつれてゆかれて如何

二人の言葉は、いつ妥協するであらう。

## ○保姆資格問題の協議及促進 動運

豫ての古い問題である保姆資格の高上、従つて待遇の改善  
について、九月二十六日帝國教育會で再び協議會が開かれ

た。大阪市から村田視學、京都市から山岡園長、神戸市から  
望月園長、名古屋市から足立堀田兩園長が、特に此のために  
上京され、東京市から田中視學、小川園長、が出席され、そ  
れに帝國教育會の野口理事と本會の倉橋主幹が加つて種々協  
議し、翌二十七日は一同で岡田文部大臣、松浦次官、栗屋普

通學務局長、池田第一課長等を歴訪して、熱心に此の問題の  
促進につき力をつくされんことを乞ふた。いづれも、五分此  
の問題の内容を理解されて居ることであるから、吾々の意の  
ある處を諒とせられた。その時大臣その他に開陳した要旨は  
大體次の通りである。

一、速かに幼稚園令を定められたきこと。それつにつきては  
文部省内に於て直ちに幼稚園令取調委員會を設立せられ公  
私専門家から、その委員を任命せられたきこと。

二、現行小學校令を改正して保姆の資格を早速左の如く改め  
られたきこと。

- 1 保姆を正准兩稱に分ち正保姆は全然小學校正教員と同じく判任待遇となすこと。
- 2 正准保姆の檢定試験は小學校正教員准教員の程度に準じ其の内容は全然異りたるものとし獨立せしむること。
- 3 現在の保姆はその學歷及經驗を考查して適當なるものは正保姆の資格を認定せられたきこと。
- 4 右の資格を得たもの、待遇はすべて小學校正教員と同等ならしむること、(待遇とは俸給・年功加俸・恩給その他の諸給與並に位階勳號を指す)
- 5 新に右の資格を得たる保姆はすべてこれまでの勤績年數を恩給年數に計算せられたきこと。
- 6 小學校令施行規則第一百五條及其他に準じて保姆の無試験檢定の制を設けられたきこと。
- 7 保姆の名稱を適當に改められたきこと。

以上

尙ほ、此の協議の結果、幼稚園令について、まとまつた對案を研究して置く必要を認め、左の諸君を委員にお願ひして着々その調査を進めることとなつた。

東京府女子師範學校幼稚園主事	苦瓜 惠三郎君
東京市朝海幼稚園長	千葉 ヒデ君
東京府視學	横島 當三郎君
東京市視學	田中 三郎君
帝國教育會理事	野口 援太郎君
東京市仲之町幼稚園長	小川 圓次郎君
東京女高師幼稚園主事	倉橋 惣三君
同	榊引 富貴君
東京市視學長	藤井 利譽君
文部省普通學務局	清水 福市君
東京市番町幼稚園保姆	檜山 京子君
文部督學官	森岡 常藏君

(イロハ順)